

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

「金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称 | 略称 |
|-----------------------|----------|
| 保険業法（平成七年法律第百五号） | 保険業法 |
| 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） | 保険業法施行規則 |
| 保険会社向けの総合的な監督指針 | 監督指針 |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|--|---|
| 1. | II-2-1-4 | <p>資産集約型再保険における責任準備金の不積立が否認された場合、既払いの保険料相当額であったり将来の回収見込み額については、実態に応じて取扱いの方針を決めていく必要がある。</p> <p>資産集約型再保険取引は、金額的に非常に大きく重要性の高い取引であることから、当局や監査人から不積立を否認されるタイミングによっては、監査意見の取得や決算開示が間に合わない可能性がある。</p> <p>これは再保険契約締結時の認識と監督上の事後評価のズレによって生じるものであり、即座に法令違反としてペナルティを科すことは企業の存続を不当に脅かす恐れがある。</p> <p>既存再保険契約に関しては協約修正等に一定の時間を要する事から、一定の経過措置を設ける必要があるのではないか。</p> | <p>本改正は、責任準備金の不積立の可否の判断に当たっての考え方を明確化し、着眼点を示すことを目的とするものであり、改正のみを理由として、既に締結されている再保険契約について責任準備金の不積立の判断変更や事後的な是正を求める趣旨ではありません。</p> <p>また、既契約については、契約条件の変更が容易でない場合があることや財務諸表・開示への影響を踏まえ、直ちに法令違反として取り扱うことや一律の対応を求めるものではありません。</p> |
| 2. | II-2-1-4(10) 1 | <p>保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立については、これまでも適切な会計処理が行われてきたとの認識の下、その考え方の明確化や視点の例示を行うものと理解して良いか。すなわち、本監督指針の改正時点ですでに実施している再保険については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容を監督指針の規定に基づいて事後的に修正することが困難であること ・ 責任準備金の不積立が認められなくなる場合、保険会社の財務諸表に多大な影響を及ぼす可能性があること <p>から、本改正のみによって不積立の判断の変更を求められることはないとの認識で相違ないか。認識相違ない場合、その旨を明確化いただきたい。</p> | |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| 3. | Ⅱ-2-1-4(10) | 再保険に付した場合の責任準備金の不積立について、既存の再保険契約で既に不積立としているものであって、明確化された考え方に照らすと不積立とすべきではないものは改めて積み立てが必要か。 | |
| 4. | — | どの水準のリスク管理が求められるべきかは、再保険契約の個別性や保険会社にとっての重要性に鑑み、プリンシプルベースで判断されることが重要であるため、本改正案におけるすべての項目を字義どおり充足することが機械的に求められることはなく、プロポーシヨナリティに基づいた監督が行われるとの理解で良いか。 | ご指摘のとおり、プリンシプルベースで判断することが重要であると考えます。本改正案は、再保険取引の多様性を踏まえ、プリンシプルベースの枠組みの下で、契約の性質・重要性（影響度）に応じた運用が行われることを想定しています。また、監督指針は、金融庁の検査・監督上の基本的な考え方や目線を示すものであり、字義通りの対応が行われていないことのみをもって直ちに改善を求めるものではありません。 |
| 5. | — | 全般的に個々の再保険者のみならず、金融市場の変化やストレス下において複数の再保険者が同時に破綻するリスク（いわゆるシステムリスク）をふまえた対応に関する記載が見受けられる。システムリスクへの対応が重要であることは認識している一方で、個社としては、他社も含めたエクスポージャーの集中、全ての再保険会社の詳細な情報（特に出再していない再保険会社の情報）、非流動性資産を含む金融市場の詳細な情報の把握等には一定程度の限界がある。これらのことから、特にシステムリスクに関する対応については、本監督指針において、監督当局が担うべき部分と個社が担うべき部分を明確化していただきたい。 | 現在の指針案に記載している事項は、各社において対応が行われることを期待する事項として記載しております。また、システムリスクへの対応については、各社の規模・特性に応じたプロポーシヨナリティの下で、必要に応じた措置が講じられることを期待して規定しております。これらの趣旨を踏まえ、いただいたご意見を勘案した上で、原案の内容を維持することといたします。 |
| 6. | Ⅱ-3-10-1(2) 2 | 明確化の観点から「再保険会社の属性毎」についてどのような属性・分類を想定されているのか、具体案を例示していただきたい。（「〇〇・〇〇といった再保険会社の属性毎」） | (2)②の「再保険会社の属性」とは、特定の区分を一律に定義するものではなく、当該再保険会社のリスク特性を把握する上で適切と考えられる視点を幅広く指すものです。具体的には、事業モデル、主要な引受分野、地理的な業務展開、資産運用方針、財務基盤、グループ内での当該再保険会社の位置付け、再々保 |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | | <p>險の利用状況、集中度など、各社のリスク管理の対象として必要と判断される観点と考えられます。これらはいくまで着眼点を示したものであり、契約の性質に応じて、各社において適切な区分・視点を設定いただくことを想定しています。</p> |
| 7. | — | <p>改正の背景・趣旨・射程を確認したい。今回の改正は、全般を通じてとりわけ「資産集約型再保険」について留意が必要なものと受け止めているが、「特に、取引規模が大きい又は長期にわたる資産集約型再保険については」「特に資産集約型再保険の場合にあっては」等の文言が付されている箇所とそうでない箇所があるところ、これらの使い分けについての当局の意図を併せて確認したい。</p> | <p>今回の監督指針改正案は、資産集約型再保険（AIR）を含む再保険取引にかかるリスク特性を踏まえた着眼点を明確化するとともに、既存の監督指針に規定されている考え方を明確化する意図も含むものです。また、「特に、大規模かつ長期にわたる資産集約型再保険については」の文言を付している箇所は、これらの状況ではリスクの顕在化した場合の影響が相対的に高まるため、追加的な着眼点の設定が必要となることを示す趣旨で記載したものです。</p> |
| 8. | II-2-1-4(10)① | <p>(10)①柱書において、「再保険契約の契約構造、経済的実態及び再保険契約によって移転されるリスクの所在を踏まえ、形式的な条項の有無のみによらず、総合的に判断すべきであること」とあるが、ここでいう「再保険契約によって移転されるリスクの所在」とはどのようなものを念頭に置いているのか、補足願いたい。</p> | <p>ご照会の「再保険契約によって移転されるリスクの所在」については、再保険契約により移転されることが意図されているリスクが、契約の実態としてどの主体に帰属し、実質的にどの主体が当該リスクを負担する構造となっているかを確認する趣旨です。</p> <p>具体的には、保険リスク、資産運用リスク、事業費リスク、解約リスク等について、再保険契約の条項、キャッシュフローの構造、損益配分、担保設定の有無、リキャプチャー条項等の影響などを踏まえ、形式的には再保険に付しているように見えても、リスクや損失が実質的に再保険会社に移転せずに元受保険会社側に残存していないかを確認する観点を指します。</p> <p>このため、本項は、当該再保険契約が「将来にわたり継続的かつ実質的にリスクが移転しているか」および「再保険金等の回収の合理的蓋然性が確保されているか」を判断する際の着眼点</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------------|--|---|
| | | | <p>を整理したものであり、特定の契約類型を前提として、リスクの所在を一律に定める趣旨ではありません。</p> |
| 9. | II-2-1-4 (10) ①ア～カ | <p>(10)①ア～カは、損保の再保険では通常該当しない。これらの記載は例示であり、損保における通常の再保険等「将来にわたり継続的かつ実質的にリスクが確実に移転しているか、また、再保険金等が確実に回収されると合理的に見込まれる」場合には、これらの事項を逐一確認する必要はないと考えるが、その理解でよいか。</p> | <p>再保険による責任準備金の不積立ての取扱いは、主として資産集約型再保険を含む生命再保険を念頭に置いた規定であり、損害保険の領域において、従前から活用されてきた短期再保険を対象とする趣旨ではありません。</p> <p>また、(10)①ア～カに掲げた項目は、再保険契約の性質やリスク特性に応じて確認すべき着眼点を示したものであり、特定の保険種別に限らず、個々の契約の内容及び実態に応じて必要な範囲で検討されるべきものです。</p> |
| 10. | II-2-1-4 (10) ①ア | <p>(10)①アは、「受再者の裁量や契約構造等により、出再者の持ち分に属する経済価値が棄損するおそれが生じ得る」状態そのものを禁止する趣旨ではなく、係るリスクを十分に認識し必要な対策を講じる等、適切に再保険契約を管理する観点を例示したものと理解してよいか。</p> | <p>(10)①アの記載は、特定の状態を一律に禁止する趣旨ではなく、再保険契約におけるリスク移転の実効性を適切に評価・管理するうえで、出再者が留意すべき観点を示したものです。</p> <p>すなわち、受再者の裁量や契約構造等により、形式上はリスクが移転しているように見えても、実質的には出再者の経済価値が棄損し得る構造となっていないかを確認することが必要であるという趣旨であり、そのような可能性がある場合には、契約の性質に応じて適切な対応策を検討いただくことを意図したものです。</p> |
| 11. | II-2-1-4 (10) ①イ | <p>(10)①イは、「保険事故発生率悪化時等」に再保険金の受領ができなくなる等、出再者にリスクが戻る特定の再保険契約を指すものと理解する。一般的に「保険事故発生率悪化時等」に次年度以降の再保険料の上昇が見込まれるが、これは「実質的な補てん義務を負い、リスクが出再者に戻る構造」には該当しない事を確認したい。</p> | <p>(10)①イの「リスクが出再者に戻る構造」とは、保険事故発生率の悪化などで損失が出たときに、その負担を実質的に出再者側が負うような条項や設計を想定したものです。</p> <p>一方、一般的な再保険の更新において、更新後の再保険料が高くなること自体は、「リスクが戻る構造」に当たるものではない</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------|---|---|
| | | | <p>と考えられます。契約ごとの条項や清算方法の実態に照らして、過去の損失の負担が結果として出再者へ移っていないかを総合的に確認していただくことを意図したものです。</p> |
| 12. | II-2-1-4 (10) ①イ | <p>(10)①イにおける「リスクが出再者に戻る構造」との記載について、たとえばクリーンカット特約（特約再保険において、特約期間の終了時などに未経過保険料や未払損害額を次年度に引き継がず、当年度の受再者の責任を完結する方式）のようなリスクの戻り方もあるところ、当該記載において当局が想定している留意すべき事例等の具体的なイメージをご教示いただきたい。</p> | <p>(10)①イの「リスクが出再者に戻る構造」とは、損失が発生した際に、その負担が実質的に出再者側に移るような契約設計を想定したものです。例えば、契約条項の定め方によっては、再保険金が一定水準に達すると再保険金の支払いが制限され、出再者が追加負担を負うなど、損失負担が再保険者から出再者へ実質的に戻る仕組みが考えられます。なお、想定され得る事例は、これに限定されるものではございません。</p> |
| 13. | II-2-1-4 (10) ①ウ | <p>(10)①ウは、「受再者の裁量により」「再保険契約の一部または全部の終了・リキャプチャーが生じ得る構造」そのものを禁止する趣旨ではなく、係るリスクを十分に認識し必要な対策を講じる等、適切に再保険契約を管理する観点を例示したものと理解してよいか。</p> | <p>個別具体的に判断することを前提としつつ、受再者に一方的解約（終了・リキャプチャー）権がある契約については、損失局面で再保険者が負担を回避し得ることから、リスク移転の継続性・確実性を損ねるため、原則として、責任準備金の不積立ての可否を判断する際の着眼点を十分に踏まえた取扱いとはいえないものと考えます。</p> |
| 14. | II-2-1-4 (10) ①エ | <p>(10)①エにおいて、「資産運用リスクが重要な契約で、対応資産の担保設定・信託による分別管理が実効的か（責任準備金に対して十分でない場合の残余リスクの把握・軽減策を含む）。」との記載について、グループ内取引において適切なリスク管理が行われている場合においては、必ずしも担保設定等を行わなくてもよいとも考えられるところ、本項におけるグループ内取引に関する当局の考えを確認したい。</p> | <p>(10)①ア～カに掲げた項目は、再保険契約の性質やリスク特性に応じて確認すべき着眼点を示したものであり、特定の保険種別に限らず、個々の契約の内容及び実態に応じて必要な範囲で検討されるべきものです。</p> <p>グループ内取引についても、原則として、グループ外取引と同等の水準のリスク管理を行うことが求められます。考慮すべき事項としては、例えば、再保険者の財務状況や資産運用方針、ガバナンスの独立性およびリスク管理能力等を踏まえ、出再者が独立したリスク主体としてこれらを実質的に把握・管理して</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | | <p>いるか、並びに、その状況について継続的に検証可能な形で確認しているか、という点が挙げられます。加えて、必要な情報へのアクセスや管理体制が適切に確保されているか、という点も重要と考えます。</p> |
| 15. | Ⅱ-3-3-3-1 (1) | <p>(1)柱書において、再保険会社の破綻の「複数発生」を明記している背景を確認したい。</p> | <p>「複数の再保険会社の破綻」を記載しているのは、特定の再保険会社のリスクや具体的な事象を想定したものではなく、市場ストレスが生じた場合に、複数の再保険会社が同時に影響を受け得る可能性があるというリスクを踏まえたものです。</p> |
| 16. | Ⅱ-3-10-1 | <p>Ⅱ-3-10-1 柱書における「大規模かつ長期にわたる資産集約型再保険の出再を行っている場合」とあるが、「大規模」の水準感を確認したい。</p> | <p>「大規模」とは一律の数値基準を設ける趣旨ではなく、各社の出再割合、再保険依存度、資産規模等の要素を踏まえ、当該再保険が財務に与える影響が大きい場合を指し、契約の性質に応じて各社において判断いただくものです。</p> |
| 17. | Ⅱ-3-10-1 | <p>Ⅱ-3-10-1 保有・出再に関するリスク管理全体について、出再先の再保険会社の「財務状況に影響を及ぼし得る金融市場の動向」、「資産ポートフォリオ」、「運用・流動性・グループ等の特性」、「再々保険先の健全性や集中状況」に関して、実務上何のどのような把握・検証を想定しているか。再保険会社の財務健全性（再々保険状況を含む）は開示資料等を通じて、あるいは格付け・SCRにより間接的に一定程度確認できるが、他社とどのような AIR 取引があるか、各々どのような契約条件となっているか・資産運用を行っているか、どのような内容の再々保険を行っているかについては守秘義務の観点から情報入手が困難である。</p> | <p>本指針は、出再者として入手可能な公表情報、格付情報、ソルベンシー指標等を用い、合理的な範囲で再保険会社の財務状況やリスク特性を把握・管理することを求めるものです。</p> <p>一方で、情報制約を理由として契約者保護上必要な管理が不十分となることは適切ではなく、必要なリスク管理水準が確保されるよう、取引上限の設定、出再先の分散、重要事象に係る情報取得の確保、継続的なモニタリング等を通じ、出再者の責任において適切に対応することが重要と考えます。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|---|---|
| 18. | Ⅱ-3-10-1 (2) | (2)に記載されている「締結する再保険契約の性質に応じて」との記載について、各保険会社が個別具体的に判断するという理解でよいか。 | ご理解のとおりです。本記載は、再保険契約の性質やリスク特性に応じて各社が個別具体的に判断することを前提としたものです。 |
| 19. | Ⅱ-3-10-1 (2) | (2)に記載されている着眼点には、担保やリキャプチャーに関する方針など、古典的な再保険取引においては不要と考えられる項目が含まれる。これらの項目は(2)柱書にあるとおり、「締結する再保険契約の性質に応じて」検討すれば足り、必ずしもすべての項目について網羅的に検討する必要はないことを確認したい。 | ご照会のとおり、(2)に掲げる着眼点は、すべての再保険取引に対して網羅的に適用することを意図するものではなく、「締結する再保険契約の性質に応じて」必要となる範囲で検討いただく趣旨です。 したがって、各社におかれては、今般の監督指針改正の趣旨を踏まえつつ、自社の再保険取引のリスク特性・重要性に応じて、必要な項目を適切な範囲で検討することが求められます。 |
| 20. | Ⅱ-3-10-1 (2) ① | (2) ①「金融市場と再保険会社の健全性との関係性を含め、再保険会社のリスク特性を把握できるようなものとなっているか。」とあるが、これは基準の内容を規律するものであると考えられる。その点、具体的にどのような基準を定めることを想定されているのかを確認したい。とりわけ本項は金融市場と再保険会社の健全性等について具体的な例示が示されているところ、ここに込められている意図について確認したい。 | (2) ①は特定の手法や数値を定める趣旨ではなく、各社が自社の再保険方針に照らし、市場変動が出再先の健全性や自社のエクスポージャーに与える影響を継続的に把握できる基準が整備されているかに着目するものです。 後段で示しているのは、当該関係性に着目すべき観点を示したものであり、手法を定めるものではありません。 |
| 21. | Ⅱ-3-10-1 (3) ① | (3) ①にある「投資ファンドその他の第三者が関与する再保険者との取引を含め、グループ内取引、手数料構造、資産運用その他要因により、再保険者又はその関係者の利益が契約者の利益又は財務の健全性に優先されるおそれ（利益相反）が生じ得る場合」とあるが、具体的に想定されているケースがあればお示しいただきたい。 | (3) ①にいう「利益相反が生じ得る場合」とは、特定の類型を限定的に想定したものではなく、再保険者またはその関係者の利益が、契約者保護や出再者の財務健全性より優先されるおそれがある取引構造全般を念頭に置き、そのようなおそれが生じ得るかという点に着目した記載です。 |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|
| 22. | II-3-10-1(3)① | II-3-10-1(3)①、(5)において、再保険契約上の守秘義務、競争法（反トラスト法）・インサイダー規制等の観点から、出再者が取得できる情報の範囲が制約される場合も想定される。かかる制約がある場合、出再者が入手できる情報に基づき管理を行わざるを得ないことにつき、ご理解いただきたい。 | <p>本指針は、各社が入手可能な情報と自社のガバナンスの枠組みを用い、合理的な水準の把握・管理を継続的に行うことを求めるものです。</p> <p>また、守秘義務等による情報の制約がある場合であっても、取引上限の設定、出再先の分散、重要事象の通知・情報提供、モニタリングと早期対応、資金繰り余力の確保等を自社ガバナンスの一環として適切に設計・運用することが求められます。</p> <p>なお、守秘義務等により一定の情報制約が存在する場合であっても、そのことをもって契約者保護の観点から必要な管理が不十分となることは適切ではなく、各社においては、入手可能な情報と自社のガバナンスの枠組みを最大限活用し、出再者の責任において適切な対応を講じることが重要と考えます。</p> |
| 23. | II-3-10-1(4)② | (4)②において、再保険会社を選定する際の評価ポイントの1つとして、「自社が保有する他のエクスポージャーとの相関」を記載されているが、どのようなリスクを想定されているのか明確化いただきたい。 | <p>(4)②における「自社が保有する他のエクスポージャーとの相関」は、出再先の選定を個別の取引ごとの評価にとどめるのではなく、当該社が保有する他の資産や再保険取引との連動性を踏まえて、特定のリスクへの集中や共通要因への同時悪化の可能性を検討する趣旨です。</p> <p>懸念される主なリスクとしては、①共通要因（金利・信用スプレッド・株価・為替・地政学リスク等）により、複数の出再先や担保資産が同時に悪化すること、②地域・法域・グループ単位の集中により同一事象で複合的な影響を受けること、③担保資産の回収時に、市場混乱により担保価値が同時に毀損し得ること、④再々保険等の間接的依存により把握しにくい相関が生じること等を想定しています。</p> <p>なお、本記載は相関を考慮したエクスポージャー管理の観点に着目することを求めるものであり、特定の分析手法や数値基準を一律に義務付ける趣旨ではありません。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|--|--|
| 24. | Ⅱ-3-10-1 (4) ④ | (4)④にある「将来獲得する新契約を出再の対象とする再保険契約の場合」とは、具体的にどのような契約形態を指すのかを確認したい。 | 「将来獲得する新契約を出再の対象とする場合」とは、いわゆるフロー再保険を指します。 |
| 25. | Ⅱ-3-10-1 (4) ④ | (4)④にある「保険契約の販売量及び出再量を適切に管理」とは、どのような管理状態が求められるのか、具体的な想定を例示していただきたい。 | 本記載は、将来獲得する新契約を継続的に出再対象とする再保険取引において、販売実績・見込みと出再枠の整合が確保されるとともに、価格（料率・手数料）やリスク許容度と連動した販売量・出再量の上限が事前設定され、販売量・出再量に係るモニタリングが継続的に機能している状態を指します。 |
| 26. | Ⅱ-3-10-1 (5) | (5)において、「適切な深度で定期的にモニタリングを行っているか」とあるが、「適切な深度でのモニタリング」とは具体的にどのような水準・内容を求めているのか。 | (5)にいう「適切な深度でのモニタリング」とは、すべての再保険取引に同一水準の分析を求めるものではなく、当該再保険が各保険会社の財務やリスクプロファイルに与える影響の大きさに応じて、必要な情報把握・検証を継続的に行うことを指します。特に、資産集約型再保険など影響が大きい取引では、再保険会社の健全性の変動、資産運用状況、契約条件の変更可能性、担保資産の回収可能性、流動性への影響等を、定期的に確認できる体制が整っていることを想定しています。 いずれにせよ、当該記載については、一律の手法や頻度を定める趣旨ではなく、上記を踏まえつつ、契約の性質・重要性に応じて自社のガバナンスの下で適切な深度を設定することを求めるものです。 |
| 27. | | 本改定は資産集約型再保険の無秩序な利用を防止するために必要な措置であると理解している。一方で、今回の改定内容は、資産集約型再保険の利用を当局が一定程度認めているとも解釈もできる点に懸念を抱いている。 同形式の再保険を利用する場合、規制の緩い地域への出再が促さ | 貴重な御意見として承ります。 再保険は、保険会社や再保険会社が相互にリスク管理を行う手法であり、保険の機能の一部を構成するものです。本改定は、再保険取引そのものを否定するものではなく、再保険取引を含む保険会社のリスク管理の高度化や、当該取引における実質的 |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>れ、当局が定める責任準備金を十分に積み立てないまま保険契約を引き受けることとなり、契約者保護が損なわれる恐れがある。加えて、大企業や外資系企業においては、グループ内再保険を活用することで負債の積立額を削減し、財務資本の改善を図ることが可能となる一方、再保険会社の設立が容易ではない中小企業は競争上不利な状況に置かれかねない。</p> <p>以上の理由から、規制が同等でない地域への再保険の利用を認めることと、現行の標準責任準備金制度の厳格な順守を認めることは、契約者保護および公平な競争環境の確保という観点から両立が難しいと考える。</p> <p>つきましては、当局として今後どの方向性で規制を検討されるのか、ご見解をお示しいただきたい。(例：規制が同等ではない地域への共同保険式再保険の抑制を図るのか、あるいは標準責任準備金制度の見直し点緩和を検討されているのか)</p> | <p>なりリスク移転の状況の明確化を通じて、各社の自律的な取組を促し、契約者保護の確保を図ることを目的としています。</p> <p>ご指摘の論点については、今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p> |
| 28. | II-2-1-4 (10) | <p>II-2-1 責任準備金等の積立の適切性における(10) 保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立についてについて質問したい。</p> <p>保険業法施行規則第71条第1項を素直に読むと、第1号から第5号に掲げるものが出再先の場合、保険会社は「責任準備金を積み立てないことができる」とあり、つまり、保険会社が責任準備金を積み立てるか積み立てないかを任意に選択できるものと読める。</p> <p>今般の監督指針の改正案が、あるケースにおいては「責任準備金を不積立とすべきではない」ということを意図しているのであれば、まずは保険業法施行規則第71条を改正すべきではないか。例えば、柱書を「保険会社は、保険契約を再保険に付した場合であって、当該再保険契約によって保険会社の経営の健全性を損なうおそれが</p> | <p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>保険業法施行規則第71条第1項は、責任準備金の不積立を一律に義務付けるものではなく、一定の場合にこれを認める規定です。</p> <p>また、監督指針の該当箇所は、従前より、保険会社が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項を示してきたものであり、今回の改正は、現行の監督指針において示されていた「リスクの将来にわたる確実な移転」及び「再保険金等の回収の蓋然性」という二つの着眼点を明確化するものです。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|-----------------------|
| | | <p>ないと判断できるときには、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。」とする等。官公庁として法令および監督指針を適切に定めるべきと史料。</p> | |
| 29. | — | <p>今回の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案について、再保険契約に関し、形式的な契約条項の有無にとどまらず、契約構造、経済的実態、リスクの所在、担保の実効性、再保険金等の回収可能性、リキャプチャー発生時の影響、グループ全体への波及まで確認対象とする方向性は、契約者保護及び保険会社の財務健全性確保の観点から妥当であるとする。</p> <p>今回の改正案において、資産集約型再保険について、外部格付やソルベンシー・マージン比率等に過度に依存せず、金融市場と再保険会社の健全性との関係性、担保価値の毀損可能性、流動性悪化時の回収可能性、再保険者破綻時の対応方針等を確認する考え方は重要である。特に、契約上はリスクが移転しているように見えても、経済的実態として出再者側にリスクが残存し、又はストレス下でリスクが戻る構造がある場合には、契約者保護上の重大な問題となる。そのため、今回の改正案における「形式ではなく実態を見る」という方向性は、再保険に限らず、保険会社の内部管理全般に拡張して考えるべきである。</p> <p>具体的には、再保険取引に関するリスク管理と同様に、保険代理店、銀行等の金融機関、出向者、業務委託先、グループ会社との関係についても、形式上の契約・規程・研修の有無だけでなく、実際に顧客情報がどの範囲で閲覧、取得、共有、転用されているのか、</p> | <p>貴重な御意見として承ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|---------|
| | | <p>営業上の利益相反が生じていないか、出向者や代理店を通じて競争上又は営業上有利な情報が不適切に利用されていないかを検証する必要がある。顧客から見れば、銀行、保険会社、代理店のいずれに提供した情報であっても、自らの生活情報であることに変わりはない。金融機関側の組織都合により、顧客情報が営業資源のように扱われることは、保険業及び金融業全体の信頼を損なうものである。</p> <p>また、今回の改正案では、再保険者の健全性、担保、リキャプチャー、ストレステスト、グループベースのリスク管理が詳細に記載されているが、これらを実効的なものにするためには、取締役会等による承認や社内規程の整備にとどまらず、独立した内部監査、外部専門家による検証、定期的なストレステスト結果の経営層への報告、リスク集中の早期警戒指標の設定、実際にリキャプチャーや担保回収が必要となった場合の手順確認まで求めるべきである。特に、複数の出再先、複数の金融商品、複数のグループ会社に関与する場合、平時には分散されているように見えるリスクが、金融市場の変化や再保険者の信用悪化時に同時に顕在化する可能性がある。</p> <p>加えて、保険会社は廃業されれば契約者保護や生活保障に重大な影響を及ぼす社会的存在であるからこそ、一般企業以上に厳格な自戒能力が必要だ。単に不祥事発覚後に再発防止策を提出し、役員報酬を返納し、研修を実施するだけでは、契約者の信頼回復には不十分である。重要なのは、問題が発生した後に是正することではなく、問題が発生する前に、情報管理、利益相反、代理店管理、出向者管理、再保険リスク、財務健全性を横断的に把握し、経営判断に</p> | |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|--|---|
| | | <p>反映させる仕組みを制度として定着させることだ。</p> <p>したがって、今回の監督指針改正案には賛同しますが、再保険リスク管理の高度化にとどめるのではなく、保険会社及び保険募集に 関与する金融機関全体について、顧客情報管理、代理店管理、出向 者管理、利益相反管理、グループ内外の情報遮断措置、アクセスロ グ管理、外部監査、経営陣責任の明確化を含む横断的な監督強化に つなげるべきである。保険業界における安全性及び信頼性は、契約 者保護の前提であり、これが損なわれれば、少子高齢化社会におけ る保険制度全体の持続可能性にも影響する。金融庁においては、各 社の自主的対応に過度に依存するのではなく、形式的な規程整備 ではなく実態に基づく検証を継続的に行う監督態勢の強化を求め る。</p> | |
| 30. | Ⅱ-2-1-4 (10) | <p>再保険に付した場合の責任準備金の不積立についての確認です。</p> <p>原則としては、従来通り、「当該再保険契約がリスクを将来にわた って確実に移転する性質のものか」および「再保険金等の回収の蓋 然性が高いか」がキーポイントで、その評価に当たって、契約構造、 経済的実態、移転されるリスクの所在、列挙頂いたア.～カ.の観点 から“総合的に判断する”という理解で相違ないでしょうか。</p> <p>したがって、判断はあくまで総合的にであって、例えば、機械的に 「ア.～カ.の全てを満たす場合に限り不積立とできる」という趣 旨ではないという理解で相違ないでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> <p>本改正は、責任準備金の不積立の可否の判断に当たり、従前 より示してきた「リスクの将来にわたる確実な移転」及び「再 保険金等の回収の蓋然性」という着眼点を明確化した上で、契約 構造や経済的実態等を踏まえた総合的な判断を求めるもので す。</p> |
| 31. | Ⅱ-2-1-4 (10) | <p>再保険に付した場合の責任準備金の不積立について、大きく次の 2点で解釈に幅があるように感じますがいかがでしょうか。それ ぞれについてご当局のご見解を示して頂き、監督指針に追記いた だくのが望ましいと考えます。</p> | <p>本改正における「リスクの移転」及び「再保険金等の回収の蓋 然性」については、特定のリスク区分や評価手法を一律に定義 するものではなく、再保険契約の内容及び経済的実態を踏まえ、 総合的に判断されることを想定しています。</p> <p>「リスクの移転」については、形式的な条項の有無のみによら</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|--|---|
| | | <p>1. 次の文脈でリスクという用語がありますが、ここでのリスクは、どの程度の範囲と水準を想定すべきでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものか ・リスクが出再者に戻る構造が生じていないか。 <p>リスクの範囲について、例えば一般的な共同保険式再保険においては、保険リスクや市場リスクは移転されつつも、経費リスクは元受会社に残り、新たに再保険会社に対する信用リスクが生じると理解している。この不積立の判断に当たっては、責任準備金の主たる要素である保険事故発生率や予定利率に係るリスクを念頭に判断すればよいか。</p> <p>また、リスクの水準について、例えば、テールのリスク（保険事故発生率の極端な悪化、金融危機によってリキャプチャーに至るようなケース等）まで考慮した場合、「リスクが将来にわたって確実に移転している」という判断が困難なことも想定され、解釈によっては全ての再保険契約で責任準備金を不積立とすべきではないという結論も考えられる。</p> <p>2. また、同様に「再保険金等の回収の蓋然性が高いか」について、次のいずれで判断するのが適切か。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準日の環境のみならず、金融危機等も含むいかなる環境下においても回収可能でなければならないとして回収の蓋然性が高いかを評価する。 (2) 基準日における環境を前提に通常の予測の範囲内で回収の蓋然性が高いかを評価する（金融危機等が起きていれば金融危機を踏まえた回収の蓋然性の評価）。 (3) 基準日において金融危機等のテールリスクが発現し現実に回 | <p>ず、保険リスクや資産運用に係るリスク等を含め、当該再保険契約により実質的にどの主体がリスクを負担しているかという観点から確認されることが重要と考えていますが、特定のリスクの範囲や水準を一律に画するものではありません。</p> <p>また、「再保険金等の回収の蓋然性」については、基準時点における環境や契約内容等を踏まえ、その時点において合理的と考えられる前提のもとで評価されることを想定しており、特定のリスク水準や想定シナリオをあらかじめ固定的に想定することを求めるものではありません。</p> <p>その上で、当該蓋然性が高いと認められない場合には、責任準備金の不積立に関する着眼点を満たさないこととなる点に留意が必要です。</p> <p>いずれについても、特定のリスクのみを対象として判断することや、特定の前提条件のもとで画一的に判断することを求めるものではなく、各社において、再保険契約の性質や重要性等に応じ、適切に判断を行うことが重要であると考えています。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>収の蓋然性が疑われる状況下においても、テールのリスクは資本で対応するものと整理し、金融危機等ではなく平時を念頭に置いて回収の蓋然性が高いかを評価する。</p> <p>なお、責任準備金は負債であって、通常の予測を超えるリスクに対応すべきは資本と理解している。したがって、ここでのリスクや回収の蓋然性の評価は、計算基準日の環境を前提に（2.の(2)）、責任準備金の主たる要素であるリスクについて、「通常の予測の範囲内」で判断すべきものと想定している。</p> | |
| 32. | — | <p>再保険取引が増加している背景として、標準責任準備金制度をはじめとする監督会計も大きな理由と考えている。ご当局としては、どのようにお考えか。</p> <p>例えば、標準責任準備金が、ご当局として監督会計上必要と考える責任準備金の積立水準と理解しているが、グループ内再保険会社への出再によって結果的にそれよりも低い水準の責任準備金しか積み立てられないということが生じ得るが問題ないのか。問題あるとお考えであれば、短期的な部分的見直し、中長期的な抜本的見直しを検討すべきと思料。</p> | <p>生命再保険の利用拡大の背景については様々な要因が考えられますが、本改正は、その要因の如何にかかわらず、再保険取引を含む保険会社のリスク管理の高度化の観点から、契約者保護上留意すべき着眼点を示すものです。</p> <p>ご指摘の監督会計の在り方等の制度全体に関する論点については、本改正の直接の対象とはしておらず、本回答において個別に言及することは差し控えさせていただきます。</p> |
| 33. | II-3-10-1 (5) | <p>「II-3-10-1 保有・出再に関するリスク管理」の(5)に「また、受再者が再々保険を利用している場合には、その再々保険先の健全性や集中状況が当該再保険契約全体のリスクに影響を及ぼし得ることに留意し、必要に応じて情報収集又はモニタリングを行っているか。」とあるが、一定規模の出再を行う場合は、出再した保険契約の再々保険についても把握すべきという趣旨か。その理解の場合、再々保険に関しては、把握できる情報に限りがある場合があり、再保険契約に「受再者は再々保険に関する情報を出再者に通知しなければならない」という趣旨の条項を入れる必要があると考</p> | <p>本記載は、受再者が再々保険を利用している場合に、その影響が元受会社のリスクに及び得る点に留意し、当該リスクの把握及びモニタリングを適切に行うことを求めるものです。</p> <p>再々保険に関する情報については取得に制約がある場合があることを前提としつつも、各社においては、再保険取引の重要性やリスク特性に応じて、契約内容の工夫や関係者との連携等を通じ、必要な情報を合理的な範囲で確保するよう努めることが重要と考えます。</p> <p>その上で、本記載は特定の契約条項の導入等を一律に求めるも</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | えられるが、ご当局としてはそのような想定なのか。この記載の意図も含めて、ご説明頂けると幸いである。 | のではなく、各社の実態に応じた適切な対応を期待する趣旨です。 |
| 34. | II-2-1-4 (10) | 再保険に付した場合の責任準備金の不積立について、共同保険式再保険等では、貯蓄保険料を含む一定程度の再保険料を支払っており、責任準備金を不積立としない場合、再保険の効果を財務諸表に反映することができず、過度に保守的かつ経済実態を表さないものになってしまうのではないかと。したがって、そもそも積立/不積立という2択が大きな制約になっているようにも考えられ、再保険に付した場合の責任準備金の取扱いについて法令の改正も含めて改めて検討すべきではないかと。 | 責任準備金の積立てに関する制度の在り方についてのご指摘は承りますが、本改正は、現行制度の下において、再保険契約について適切な経理処理及びリスク管理が行われるよう、着眼点を明確化するものとしています。 |
| 35. | II-3 | II-3 統合的リスク管理態勢において改正案で追加頂いた各ポイントについて、厳格にご記載の全てを行っていただけないということではなく、各保険会社における再保険取引の規模・特性等に応じて、一般的な信用リスク等のリスク管理と同様に各社の実態にあったリスク管理を行うべきものという理解で相違ないかと。したがって、取り得るリスク管理の手法や厳格さについて、各社の実態に応じて、創意工夫・高度化をしながら、適切なものを選択していくべきという考え方で相違ないかと。 | ご理解のとおりです。 本改正において示している事項は、再保険取引の多様性を踏まえ、各社の規模や取引の性質・重要性に応じた運用がなされることを前提としています。 したがって、各項目について一律・機械的な対応を求めるものではなく、各社において自社の実態に即した形で、実効性のあるリスク管理態勢の整備・高度化を図ることを期待しています。 |
| 36. | — | グループ内再保険会社への出再について、大きく次の2つが考えられますが、ご当局のお考えとしては、いずれの場合も保険会社単体でのリスク管理においては、グループ外への出再と同様に、責任準備金不積立の判断および保有・出再に関するリスク管理を行うべきという考えで相違ないかと。 (1) 国内の保険グループの国内保険会社が海外に設立したグルー | ご理解のとおり、グループ内再保険であるか否かにかかわらず、責任準備金の不積立ての可否や再保険に係るリスク管理については、元受会社として単体で適切に対応することに加え、グループベースでの再保険に関するリスク管理 (VII-3-6) についても適切に行う必要があると考えています。 その上で、これらの判断は、再保険契約の経済的実態及びリス |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|---|
| | | <p>プ内再保険会社へ出再 (2) 海外の保険グループの国内保険会社が海外に設立したグループ内再保険会社へ出再</p> <p>なお、(1)については、単体に加えて、グループベースの再保険に関するリスク管理（VII-3-6）も適切に行う必要があると理解している。</p> | <p>ク移転の状況に基づき行われるべきものであり、グループ内取引であることのみをもって取扱いが簡素化されるものではありません。</p> <p>各社においては、単体及びグループの双方の観点から、実態に応じた適切な管理を行うことが重要と考えます。</p> |
| 37. | II-2-1-4(10) | <p>II-2-1-4(10)における、責任準備金を不積立とする場合の「総合的判断」要件と、金融庁告示第74号（「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（令和7年7月23日。以下「金融庁告示第74号」という）との関係について伺いたい。</p> <p>監督指針では、責任準備金の不積立の可否につき、リスク移転性・回収蓋然性を「形式的な条項の有無のみによらず、総合的に判断」とした上で、ア～カの6項目（受再者の裁量による経済価値毀損可能性、補填義務によるリスクの戻し、リキャプチャー、担保、決済の長期化、ファイナンス目的）を例示している。</p> <p>他方、金融庁告示第74号第四款におけるTier1適格資本の調整（控除）対象には、「十分なリスク移転がなされていない再保険契約」（第40条第1号四口）が規定されていますが、当該「十分なリスク移転」の判断において、監督指針で示されたア～カの観点との整合性（判断枠組みの一致・差異）が必ずしも明確ではない。</p> <p>つきましては、金融庁告示第74号における「十分なリスク移転がなされていない再保険契約」の該当性判断についても、監督指針と整合的に、ア～カの項目を踏まえた総合的判断によることが求め</p> | <p>監督指針における記載は、再保険契約に係る責任準備金の不積立での可否等の判断に関し、当局としての着眼点を示すものであり、個別の規制における判断基準を直接規定するものではありません。</p> <p>金融庁告示第74号における「十分なリスク移転」の判断については、当該告示及び関連するQ&A等に基づき、それぞれの規定の趣旨を踏まえて行われるものです。</p> <p>各社においては、それぞれの規制の位置付け及び趣旨を踏まえ、適切に対応することが重要であると考えています。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|--|
| | | <p>られるのか、ご見解をご教示いただきたい。</p> | |
| 38. | II-2-1-4(10) | <p>金融庁告示第 74 号第 33 条第 2 項に規定される「再保険回収額」に係る不確実性の見積りについて伺いたい。</p> <p>監督指針改正案では、再保険に関するリスク要因として、例えばリキャプチャー、担保の毀損、再々保険等が例示されていますが、これらの要因を、金融庁告示第 74 号第 33 条第 2 項の「不確実性」としてどの範囲まで織り込むことを想定されているのか。</p> <p>また、現行の金融庁告示第 74 号 Q&A（第 33 条-Q1）では格付に基づく手法が示されているが、当該手法のみでは不十分と判断され、上記のような契約条項・担保構造・再々保険の状況等を踏まえた追加的な調整（例えば上乗せ控除等）を求めることがあり得るのかを含め、監督指針改正案と金融庁告示第 74 号（および同 Q&A）との対応関係についてご見解をご教示いただきたい。</p> | <p>金融庁告示第 74 号第 33 条第 2 項における「不確実性」の見積りについては、当該告示及び関連する Q&A 等に基づき、当該規定の趣旨を踏まえて各社において適切に判断されるものです。</p> <p>監督指針において示している再保険に関する各種のリスク要因は、再保険契約に係る責任準備金の不積立ての可否等の判断に関する着眼点として示しているものであり、個別の算定方法や見積りの在り方を直接定めるものではありません。</p> <p>各社においては、それぞれの規制の位置付け及び趣旨を踏まえ、適切に対応することが重要であると考えています。</p> |
| 39. | — | <p>We recognise and support the Agency's objective of promoting enhanced risk management and clarifying the concepts set out in the existing supervisory guidelines, particularly in light of the increased use of asset intensive reinsurance by Japanese life insurance companies.</p> <p>From the perspective of a globally active life reinsurance company, we welcome the Agency's decision to (i) clarify and reinforce supervisory expectations relating to insurance companies' governance, internal controls and ongoing monitoring of reinsurance arrangements and (ii) emphasise</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|
| | | <p>the importance of sound risk management frameworks when insurance companies make use of reinsurance as part of their overall business and risk strategies.</p> <p>We also consider the clarification of existing supervisory expectations within the Guidelines to be helpful in promoting mutual understanding between insurers, reinsurers and supervisors and consider the policy direction set out in the draft revision to be supportive of the sound and sustainable development of the asset intensive reinsurance market, and by extent, the long-term stability of the broader savings and retirement market in Japan.</p> | |
| 40. | Ⅱ-2-1-4(10)①ウ | <p>(10)①(c) – Recapture triggers</p> <p>(i) The Draft Guidelines direct attention to whether “the reinsurer [could] unilaterally terminate or recapture the contract – in whole or in part – at a specified time or upon a specified trigger event.” We respectfully observe that an insurer’s breach of contract is a regular part of recapture provisions, for example, if a cedent does not provide relevant reinsurance data, it would jeopardize the reinsurer’s ability to report on reinsurers liabilities. In addition, it is standard market practice for either party to have a right to recapture, or to require recapture, upon the other party’s insolvency or an equivalent credit event. Similarly, mutually agreed recapture rights tied to defined regulatory or change-of-control events are a common feature of well-constructed long-term AiR contracts and are</p> | <p>(10)①ウにおいて示している観点は、再保険契約におけるリスク移転の継続性及び実効性を評価する上で、受再者の裁量により当該契約が出再者に不利な形で終了又はリキャプチャーされ得る構造となっていないかを確認する趣旨のものです。</p> <p>したがって、契約違反時や相手方の信用事由の発生時、又は規制変更等に伴いあらかじめ合意された条件に基づきリキャプチャーが行われる場合など、一般的な契約実務において合理的と認められる条項を一律に問題とする趣旨ではありません。</p> <p>各社においては、当該条項の有無のみをもって機械的に判断するのではなく、その具体的な内容及び契約全体の構造を踏まえ、実質的なリスク移転の状況を総合的に評価することが重要と考えます。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|---|---|
| | | <p>prudentially beneficial.</p> <p>(ii) We would respectfully suggest that the guideline could usefully clarify that the supervisory concern is with reinsurer discretion capable of being exercised to the detriment of the cedent's economic interest, rather than with recapture mechanisms generally. As drafted, the factor could be read by supervised entities, their auditors, or their advisers as casting doubt on standard provisions that are either neutral or positively protective of the cedent.</p> | |
| 41. | Ⅱ-2-1-4(10)① エ | <p>We support the focus on effective collateral segregation and on identifying residual risk where collateral is insufficient. We would welcome clarification that this factor operates within, not in place of, the broader counterparty analysis - that is, that robust collateral arrangements are one indicator of the reliability of risk transfer, but do not substitute for, and are not expected uniformly to dominate, an assessment of the reinsurer's standalone soundness and ongoing ability to perform.</p> | <p>ご指摘のとおり、担保の設定や分別管理は、再保険契約におけるリスク移転の実効性を判断する上で重要な要素の一つですが、それ自体をもって再保険者の健全性評価に代替するものではないと考えます。</p> <p>本指針においても、担保の状況に加え、再保険会社の財務基盤や継続的な履行能力等を含め、総合的に評価することを前提とした記載としております。</p> |
| 42. | Ⅱ-3-3-3 | <p>We welcome the explicit incorporation of AiR-specific stress considerations, including scenarios that contemplate simultaneous recaptures or reinsurer insolvencies. Rigorous stress testing is an indispensable component of AiR risk management, and we support this addition.</p> <p>We offer one refinement. The correlation assumptions underlying such scenarios should reflect meaningful</p> | <p>本指針においては、再保険取引に係るリスクの把握にあたり、ストレステストを含む手法が適切に活用されることを期待しています。</p> <p>ストレスシナリオの設定に当たっては、金融市場の動向や再保険会社のリスク特性等を踏まえ、各社において合理的と考えられる前提のもとで設定されることを想定しており、特定の相関構造や手法を一律に定めるものではありません。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| | | <p>differentiation between reinsurers on the basis of standalone soundness and business model. Treating all AiR reinsurers as equally likely to fail in correlation, without regard to capitalization, portfolio composition and liquidity, ALM discipline, or group structure, risks producing scenarios that do not inform management or supervisory decisions meaningfully. We would suggest that the guidelines make clear that credible correlation and concentration assumptions should be informed by reinsurerspecific analysis, consistent with the broader counterparty-focused framework the Draft Guidelines establish elsewhere.</p> | <p>各社においては、契約の性質や重要性に応じて、実態に即した形で適切なリスク把握が行われることが重要と考えます。</p> |
| 43. | II-3-10-1(2)① | <p>We welcome the explicit caution against over-reliance on external ratings or the solvency margin ratio. The logical corollary is that cedents should be positively expected to form their own comprehensive view of reinsurer soundness – one that incorporates capitalization, asset quality, liquidity, ALM, governance, and group resilience. We would welcome language reinforcing that expectation, and making clear that it is not displaced by, but rather informs the weight given to, narrower indicators, including those based on collateral mechanics.</p> | <p>ご指摘のとおり、外部格付けやソルベンシー・マージン比率等の指標に過度に依存することなく、再保険会社の健全性について多角的に把握することは重要であると考えます。</p> <p>本指針においても、再保険会社のリスク特性や財務状況について、資本の状況、資産の内容、流動性、資産負債管理（ALM）、ガバナンス、グループベースの状況等を含め、総合的に評価することが望ましい旨を示しています。</p> <p>他方で、これらの要素の具体的な評価手法や重点について一律に定めるのではなく、各社において、再保険契約の性質や重要性等を踏まえ、自社のガバナンスの下で適切に判断されることを想定しています。</p> <p>また、外部格付けや担保スキーム等の指標については、こうした総合的な評価を行う上で参照される要素の一つであると考えられますが、特定の指標に依拠した機械的な判断ではなく、契</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | | <p>約の実態や再保険会社のリスク特性等を踏まえた総合的な判断がなされることが重要と考えます。</p> |
| 44. | II-3-10-1(2)③ | <p>The collateral provisions are the area where, in our respectful view, the Draft Guidelines would benefit most from re-balancing. As currently drafted, the factors could be read as requiring cedents to conduct detailed, asset-by-asset review of the collateral portfolios posted by reinsurers, including thorough prescriptive expectations regarding asset-class limits, credit-rating ranges, single-issuer limits, and the treatment of sub-investment grade and securitized assets. We have two related concerns.</p> <p>(i) First, prescriptive expectations regarding the composition of reinsurers' collateral portfolios may inadvertently constrain the ALM benefits that are central to AiR. The value of AiR to cedents derives in large part from access to specialist origination of long-dated, diversified, and frequently private-market assets that are well-matched to long-dated liabilities. Over-controlling the permissible composition of collateral, or, in effect, pushing cedents to require vanilla investment-grade public portfolios as a default, reduces the economic case for AiR and may, counter-intuitively, lead to selecting of lower quality AiRs who are willing to cross subsidize. In order to maintain collateral asset quality, an alternative proposal may include increased</p> | <p>担保に関する記載は、再保険契約におけるリスク移転の実効性や回収可能性を評価する上での着眼点を示したものであり、特定の資産構成や詳細な管理方法を一律に求める趣旨ではありません。</p> <p>本指針においては、担保の内容や管理状況に加え、再保険会社の財務基盤、流動性、ガバナンス等を含めた総合的な観点から評価を行うことを前提としており、担保に関する個別の要素について機械的に判断することを意図するものではありません。</p> <p>また、担保の補填や入替の対応能力等についても、再保険契約の性質や重要性に応じて考慮され得る要素であると考えられますが、これらを含め、各社において契約の実態やカウンターパーティの特性を踏まえた総合的な判断がなされることを想定しています。</p> <p>なお、担保の水準や構成の考え方については、再保険契約の内容や相手方の信用力等を踏まえ、適切に検討されるべきものであり、本指針において一律の基準を定めるものではありません。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|---------|
| | | <p>use of collateral asset ratings (including ratings from multiple agencies) for all asset classes.</p> <p>(ii)Second, a more proportionate approach, and one we believe is consistent with the JFSA' s de-emphasis of formulaic indicators elsewhere in the Draft Guidelines, would expressly permit cedents to consider the following:</p> <p>i. Collateral replenishment and replacement capacity. Where a reinsurer can credibly demonstrate, through its balance sheet and liquidity profile, the capability to replenish or replace collateral under stressed scenarios, cedents should be able to give appropriate weight to that capability alongside – and in certain cases in place of – prescriptive composition requirements. We welcome the acknowledgement of this concept in (2)③(c) and respectfully suggest that it be elevated and applied consistently throughout the collateral provisions.</p> <p>ii. Probability-of-default differentiation. Cedents should be expected, not discouraged, to apply differentiated collateral thresholds and composition standards by reference to the standalone credit quality and business model of the reinsurer. A cedent' s approach to a highly capitalised, well diversified, and stress-resilient reinsurer may reasonably differ – including on the stringency of investment guidelines – from its approach to a weaker counterparty. We would welcome clarification in the guideline that such differentiation, where supported by</p> | |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | rigorous analysis, is not only permitted but expected. | |
| 45. | II-3-10-1(2)④ | <p>We welcome the Draft Guidelines' framing here, and in particular the emphasis on the reinsurer' s capability to replenish collateral, the reinsurer' s general liquidity profile, and the reinsurer' s financial condition overall, rather than a primary focus on the liquidity of individual collateral assets. This is, in our view, the right organizing concept: recapture is a remedy of last resort, and its effectiveness in practice depends far more on the reinsurer' s overall ability to perform than on the asset composition of the collateral pool at any given moment.</p> <p>We respectfully propose that this conceptual approach be carried more consistently through the collateral provisions in (2)③ and the exposure provisions in (3). Doing so would ensure that the counterparty-centric framing established here is not undermined by more asset-focused treatment elsewhere.</p> | <p>貴重なご意見として承ります。リキャプチャーの実行の判断にあたっては、再保険会社全体の財務状況等を考慮する必要があると考えます。一方で、担保設定やエクスポージャーの考慮にあたって、個々の資産の流動性を考慮することも重要と考えますので、原案のままとさせていただきます。</p> |
| 46. | II-3-10-1(3)② | <p>We support the introduction of an aggregate ceiling reflecting financial soundness, liquidity, and stress effects. We agree that aggregate exposure management should explicitly consider concentration, correlation, and the joint impact of reinsurer-soundness deterioration, collateral impairment, and recaptures occurring</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|-----------------------|
| | | <p>simultaneously under stress.</p> <p>This framing appropriately positions counterparty risk management as the organizing concept, with collateral and recapture as component considerations, and, as noted above, we would welcome the same framing applied consistently within the collateral and recapture provisions themselves.</p> | |
| 47. | II-3-10-1(5) | <p>We support the expectation of periodic review of the reinsurer's soundness and asset portfolio, and of retrocession arrangements where material. This is consistent with the broader counterparty framework and we have no further comments on the drafting in this sub-section.</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 48. | VII-3-6 | <p>We welcome the group-level framework, including the specific recognition in the Note to (2) of asset-intensive exposures arising where multiple group insurers cede to the same or similar reinsurers. This is a helpful addition that reinforces group-wide prudential discipline and is consistent with good international practice.</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |